

令和7年度		一般会計	歳出	第7款1項6目	12節	委託料
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当	環境施設課	久保山靈堂	担当者名 オオタキ 大滝 恵
	301		環境施設課	久保山靈堂	担当者名 電 話	231-7343

設 計 書

8 部 分 払
 する (12回以内)
 しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 領
設備管理業務費	4月～3月	12	月	680,500	8,166,000

* 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

* 概算数量の場合は、 数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

¥8,982,600

内 訳 業 務 価 格

¥8,166,000

消費税及び地方消費税相当額

¥816,600

內訛書

*概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

運転・監視及び日常点検・保守業務委託仕様書

1 名称

久保山靈堂設備管理業務

2 目的

本業務は、建築設備について監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的な運転を行うことにより建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

3 一般事項

業務の一般事項については別に定めのある場合を除き、国土交通省営繕部監修 建築保全業務共通仕様書の最新版（以下、共通仕様書）より、第1編、第3編第1章第1節による。

4 業務内容

業務内容は共通仕様書の第3編及び第5編第2章による。

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

6 添付資料

・共通仕様書

※国土交通省ホームページより最新版をご確認ください。

URL:http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozan_shiyousho.htm

・特記仕様書

7 その他

- (1) 契約締結後すみやかに業務に着手し、委託期間終了後までに上記委託業務を完了すること。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、受託者はあらかじめ発注者と打ち合わせを行ない、その指示に従うこと。

特記仕様書

1 業務場所

横浜市久保山靈堂：横浜市西区元久保町1－1

2 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(勤務時間 午前8時45分～午後5時15分)

3 業務区分

(1) 日常点検及び保守業務

- ア 建築関係の点検及び保守業務
- イ 電気設備の点検及び保守業務
- ウ 機械設備の点検及び保守業務
- エ 衛生設備の点検及び保守業務
- オ 消防設備の点検業務

(2) 日常運転・監視業務

- ア 電気設備の運転・監視業務
- イ 機械設備の運転・監視業務
- ウ 衛生設備の運転・監視業務
- エ 消防設備の運転・監視業務

(3) 日常清掃業務

- ア 日常清掃・定期清掃に含まれていない電気設備・機械設備・衛生設備・消防設備の各室及び階段の床面・壁面・機器等のホコリ・ゴミ等を電気掃除機・モップ等を使用し清掃する。また、衛生設備等の詰まりが生じた場合、適切な措置を施す。
- イ 機器等の清掃履行の際は、事務室に安全作業の確認を取り実施すること。

4 業務内容

(1) 本市運転・監視及び日常点検・保守業務委託仕様書に基づき、運転・監視の範囲、業務における運転・監視の対象設備等(別表一1 管理対象設備表による)及び日常点検の対象部分、数量等(別表一1 管理対象設備表による)の業務を実施すること。

(2) 点検業務、計測数値等は受電日誌、機械設備日誌に記録し、毎月の月報に

については印刷物で毎月 5 日までに報告すること。

5 委託実施日

3 4 6 日

実施日は別添の表によるが、緊急の事態等が発生した時は本市が別途指示するものとする。

6 その他

- (1) 退庁時には、常に火災・盗難その他・事故の発生の無い様に十分注意を払うこと。
- (2) 従事者は受託事業者の制服を着用し、名札を付けること。
- (3) 会葬者等来場者に対し十分配慮し、納骨堂にふさわしい対応を行うこと。
- (4) 常に緊急時の対応が可能な体制を確保すること。
- (5) 本業務の履行に当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に定めの無い事項については、施設管理者の指示に従うこと。

別表一 管理対象設備表

No.1

管理対象建築物概要

施設名称	久保山靈堂	【延床面積 3,065m ² 】
------	-------	-----------------------------

特別業務委託内容

電気主任技術者業務 委託しない	ビル管理技術者業務及び室内環境測定 委託しない	危険物取り扱い主任業務 委託しない
--------------------	----------------------------	----------------------

管理対象設備

1 電気設備

管理対象設備		設備概要			
設備名称	数量単位	項目	形状	単位	数量
1 電灯・電力設備	1式	(1)分電盤	800×1,000H程度以上のもの	面	5
		(2)照明制御盤		面	0
		(3)動力制御盤	800×1,000H程度以上のもの	面	8
2 受変電設備	1式	高圧盤類 (閉鎖型、低圧盤を含む)	配電盤1面とは、800×2,000H程度のものとする	面	0
		高圧・変圧器		台	0
		高圧・交流遮断機		台	0
		高圧・計器用変成器		台	0
		高圧・指示計器・表示操作類		面	0
		高圧・進相コンデンサー		個	0
		低圧・指示計器・表示操作類		面	0
		低圧・進相コンデンサー		個	0
		受変電設備・定期点検		台	0
3 自家発電設備	1式	(1)自家発電装置		組	0
		(2)配電盤		面	0
		始動用蓄電池装置用整流装置		組	0
		始動用蓄電池装置用蓄電池		組	0
		始動用空気圧縮装置		組	0
		燃料タンク		台	0
		冷却水タンク		台	0
		ラジエター		台	0
		換気装置		組	0
		排気管		組	0
		バルブ		個	0
		試運転		式	0
4 直流電源装置		整流装置		組	0
		蓄電池		組	0
5 交流無停電電源装置		2組以上の電源装置の並列運転の有無(有=1、無=0)		有無	0
		整流装置		組	0
		蓄電池		組	0
6 太陽光発電装置		太陽光アレイ	公称出力	kw	0
		中継端子箱		組	0
		パワーコンディショナー		組	0
		蓄電池		組	0
		発電状況		式	0
7 構内配電線路、通信線路	1式	(1)引込柱		本	2
		(2)ハンドホール	低圧×3、高圧×0	式	3
8 外灯設備		外灯		式	11
9 航空障害灯		(1)灯具		灯	0
		(2)制御盤		面	0
10 避雷設備		(1)突針		式	0
		(2)棟上導体		式	0
11 中央監視制御設備	1式	監視制御機器		組	0
		電源装置…整流装置		組	0
		電源装置…蓄電池		組	0

2 空気調和設備、給排水衛生設備及び昇降機設備

管理対象設備		設 備 概 要			
設 備 名 称	数量単位	項 目	形 状	単 位	数 量
1 温熱源機器		(1)ボイラー	ボイラー	基	0
			小型ボイラー及び簡易ボイラー	基	0
		(2)無圧式 & 真空式温水発生器	加熱能力150,000Kkal/h以上	基	0
			加熱能力150,000Kkal/h未満	基	0
2 冷房熱源機器	1式	(3)温風暖房器	熱風炉	基	0
		チーリングユニット	冷凍能力60USR以上	台	0
			冷凍能力60USR未満	台	0
		空気熱源ヒートポンプ	冷凍能力60USR以上	台	0
			冷凍能力60USR未満	台	0
		ターボ冷凍機		台	0
		吸収式冷凍機		台	0
		パッケージ型 & ヒートポンプユニット(ガスエンジンを含む)	冷凍能力 3 USRT以上	台	3
			冷凍能力 3 USRT未満	台	1
		氷蓄熱ユニット		台	0
3 空気調和関連設備	1式	空気調和関連機械室		室	1
		オイルタンク		基	0
		オイルサービスタンク		基	0
		熱交換器、貯湯槽、又は、ヘッター	第一種圧力容器 第二種圧力容器、小型圧力容器	基	0
		ユニット型空調機	自動巻取りフィルター	台	0
		ユニット	パネル、折込みフィルター	台	0
		空気清浄装置		台	0
		冷暖房用ポンプ		台	4
		送風機、排風機		台	20
		全熱交換器		台	1
		蓄熱ユニット		台	0
		蓄熱水槽	点検蓋(マンホールの数量)	個	0
		ファンコイルユニット	露出型(床、天井) 隠ぺい型	台	0
				台	0
4 給排水衛生設備	1式	陸上ポンプ		台	2
		水中ポンプ		台	5
		飲料用水槽		槽	2
		雑用槽(消火用水槽含む)		槽	3
		飲料水残留塩素測定		式	0
		雑用水臭気外観の検査		式	1
		ガス設備	湯沸かし器等	式	2
5 昇降機設備	1式	エレベーター設置箇所		箇所	1
		エレベーター		基	1
		エスカレーター		基	0

3 建 築

管理対象設備		設 備 概 要			
設 備 名 称	数量単位	項 目	形 状	単 位	数 量
1 建 築	1式	(1)陸屋根		m ²	1,000
		(2)トップライト		箇所	5
		(3)外 壁		m ²	1,456
		(4)屋外階段	階数のトータル	階	0
		(5)パルコニー		m ²	0
		(6)自動ドア設備		式	4
		(7)建 具	ア 扉及び枠 イ 窓及び枠	箇所	49
			窓面積 稼働部分	m ²	415
		エキスパンションジョイント金物		箇所	57
				箇所	0

令和7年度 久保山靈堂開館予定表

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3		
4	5	6		7	8	9
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1				
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

開館日

346日

休館日

19日

 春分・秋分の日
(開館)

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

調査項目	内 容								
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)								
2 業務の作業担当部署名									
3 業務の現場責任者役職名									
4 業務の個人情報取扱者の人数									
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I S M S <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入								
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし								
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年__回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()								
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等									
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"> <tr> <td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>内 容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>(2) 対応規程・マニュアル等がない場合</td> <td>(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)</td> </tr> </table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内 容		(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称								
	内 容								
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)								

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、運営主体が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、運営主体所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外__名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他 ()	電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他 ()
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他 ()				
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(3) 作業施設の防災体制	<input type="checkbox"/> 常時監視 <input type="checkbox"/> 巡回監視 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 免震・制震構造 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)					

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型___台、デスクトップ型___台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（_____） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしているIDの設定 方法パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない ） ）
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（_____） ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（_____年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（_____） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年　月　日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)